平成２９年（フ）第９９９号
札幌市東区北８条東14丁目１番５号　バウハウス８－103号
債務者　丸子　七重
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４１号
埼玉県鶴ヶ島市富士見２丁目20番３－503号パールハイム若葉、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字藤金875番地３　ダイアパレス若葉壱番館209号
債務者　川窪　和明
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２４２号
埼玉県鶴ヶ島市富士見２丁目20番３－503号パールハイム若葉、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字藤金875番地３　ダイアパレス若葉壱番館209号
債務者　川窪　直美（旧姓嘉藤）
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２４９号
埼玉県富士見市水谷２丁目１番地３　第２ＹＳハイツ205
債務者　永尾　麻紀（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２５８号
埼玉県川越市大字砂840番地３（エルメスウィング102号室）
債務者　大畑　義則
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２５９号
埼玉県所沢市小手指町２丁目13番地の１　レヂオンス小手指103
債務者　山本　茂樹
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２６４号
埼玉県飯能市柳町23番５号　メゾンプチボア310
債務者　森川さおり（旧姓玉山）
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２９２号
埼玉県所沢市大字山口1854番地の１　ヒルクレストＢ－102
債務者　菅井　照美
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３００号
埼玉県川越市大字今福475番地16（102号）
債務者　小川　孝治
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１９６号
静岡県伊東市鎌田999番地の２　城平住宅Ｇ－102号、前住所中国北京市
債務者　蒔野　雅紀
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第６６号
愛知県一宮市森本４丁目８番22号　ボナール東野301号
債務者　伊藤　　功
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１００号
愛知県犬山市大字前原字上原135番地１
債務者　奥村　俊幸
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１０１号
愛知県犬山市大字前原字上原135番地１
債務者　奥村　昌子
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第４８７号
大阪市大正区泉尾１丁目19番30号　グリーンコーポ大正　305号、前住所大阪市大正区小林西１－10－23－301
債務者　笹木　正司
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４０９号
大阪府寝屋川市明徳２丁目15番32－304号
債務者　まさゆめ企画こと　田頭　正宏
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４１０号
大阪府寝屋川市明徳２丁目15番32－304号
債務者　田頭　祐子（旧姓吉見）
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部